

公害防止対策事業に係る財政措置

「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」について

(平成19年4月)

事業区分	事業の細区分	国庫補助金		地方債充当率(平成18年度)		起債に係る元利償還金の地方交付税基準財政需要額への算入 通常算入率 特例算入率	備考 (財特法 根拠条 項等)				
		通常の補助負担率	特例補助負担率	起債特例 ※1	起債配慮 ※2			(率は各年度の「地方債充当率(総務省告示)」による)			
下水道	特定公共下水道	1/3	1/2	-	○	100%	44%	措置なし ※6	第2条 第3項 第1号		
	都市下水路	4/10	1/2	-	○	都道府県 90% 市町村・指定都市 55%	30% (都道府県) 12.5% (市町村・指定都市)	50% ※7			
	公共下水道	終末処理場	55/100	1/2	-	○	100%	16~44% (公共下水道) ※5 44% (流域下水道、特定環境保全公共下水道)		50% ※7	
		その他	50/100	-	-	○					
流域下水道	終末処理場	2/3	1/2	-	○	100%	44% (流域下水道、特定環境保全公共下水道)	50% ※7			
	その他	50/100	-	-	○						
緩衝緑地	緩衝緑地	用地	1/3	1/2	-	○	90%	30%	50%	第2条 第3項 第2号	
		施設	1/2	1/2	-	○	90%	30%	50%		
学校環境整備 (公立の義務教育諸学校)	公害防止工事等	1/3	55/100	-	○	都道府県 75% 指定都市・市町村 90%	70% (危険) 30% (プール) 20% (給食) 0% ※8	措置なし ※6	第2条 第3項 第4号		
※4 しゅんせつ・導水等	河川	1/3	1/2	-	○	90%	90% (・河川環境整備事業のうち特定河川の流域において実施する河川浄化対策・漁場環境保全創造事業都道府県・指定都市70% 市町村75%)	30%	50%	第2条 第3項 第5号	
	港湾	※3 0	1/2	○	○	30%					
	水産基盤	1/2	1/2	-	○	90%					30%
※4 公害対策 土地改良	農業用施設(かんがい排水施設)	土壌汚染防止等	55/100	55/100	-	○	90%	30%	50%	第2条 第3項 第6号	
		その他	55/100	1/2	-	○					
		農用地(客土・排土等)	汚染除去等	50/100	55/100	-					○
		その他	50/100	1/2	-	○					
※4 ダイオキシン類対策	土壌汚染防止・除去等	1/2	55/100	○	○	都道府県・指定都市 70% 市町村 75%	0%	50%	第2条 第3項 第7号		
政令で定める事業	幼稚園等	1/3	1/2	-	○	75%	0%	50%	第2条 第3項 第9号		
	児童福祉施設	1/3	1/2	-	○	都道府県・指定都市 75% 市町村 80%	0%				
		1/2	55/100	-	○						
老人福祉施設	1/2	55/100	-	○	(介護施設 100%)	0%	50%				

- ※1 …… 地方財政上、非適債措置となっているものの、適債措置(第4条1項)
- ※2 …… 地方債の起債に当たっては、財政融資資金をもって引き受けるよう特例配慮がある。(第4条第2項)
- ※3 …… 港湾公害防止対策事業として行う場合は0、それ以外の事業として行う場合は1/2
- ※4 …… 公害防止計画策定地域以外の地域において実施される公害防止対策事業で総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定した事業についても適用される。
- ※5 …… 合流式・分流式の別及び処理区域内人口密度別に16~44%を算入
- ※6 …… 特定公共下水道(単独分)及び義務教育施設(学校環境整備)については、本財政措置においては交付税措置を講じていない。(なお、義務教育施設(学校環境整備)においては、通常分として各費目において基準財政需要額に算入される。)
- ※7 …… 平成16年度より、下水道事業のうち更新事業に係る経費についても、交付税措置の対象外としている。
- ※8 …… 市町村立施設について、危険改築・不適格改築事業等は70%、屋外プールの新増築事業は30%、給食施設の新増築事業は20%及びその他事業は0%を算入(平成18年7月20日付け総財調第24号「安全・安心な学校づくり交付金事業に対する地方財政措置について」参照)

(注) 監視測定施設等整備に対する財政上の特別措置は平成16年度、廃棄物処理施設については平成17年度策定計画をもって終了。